

松前町 地域防災計画

平成 27 年 3 月

松前町 防災会議

目次

総論	1
第1章 計画の主旨	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 用語	4
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3章 松前町の地勢等及び災害記録	12
第4章 地震発生条件	15
第5章 地震防災緊急事業5箇年計画	23
風水害等災害対策編	25
第1編 風水害等災害予防計画	27
第1章 気象予警報等の伝達計画	29
第1節 定義	29
第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統	29
第3節 気象情報の種類及び伝達系統	32
第4節 特別警報	33
第5節 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達	34
第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達	34
第7節 伝達体制	34
第8節 非常時の伝達体制	35
第9節 観測資料の通報連絡	35
第2章 防災思想・知識普及計画	36
第1節 職員に対する教育	36
第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育	36
第3節 住民に対する防災知識の普及	37
第4節 関係機関の活動	38
第5節 普及の際の留意点	38
第3章 住民の防災対策	39
第1節 住民の果たすべき役割	39
第2節 町の活動	39
第4章 自主防災組織の活動	41
第1節 自主防災組織の育成強化	41
第2節 自主防災組織の果たすべき役割	42
第3節 自主防災組織と消防団等との連携	43
第4節 事業所等の自主防災活動	43
第5節 地域における自主防災活動の推進	44
第5章 事業者の防災対策	45
第1節 事業所等の果たすべき役割	45
第6章 業務継続計画の策定	46
第1節 業務継続計画の策定	46
第2節 基本方針	46
第3節 計画策定の考え方	46
第7章 ボランティアによる防災活動	47
第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等	47
第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備	47
第3節 ボランティアの果たすべき役割	47

第 8 章	防災訓練計画	48
第 1 節	防災訓練の実施責務又は協力	48
第 2 節	防災訓練の種別	48
第 3 節	訓練の時期	48
第 4 節	訓練の方法	49
第 5 節	訓練結果の評価・総括	49
第 6 節	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	49
第 9 章	火災予防計画	50
第 1 節	組織	50
第 2 節	施設の整備計画	51
第 3 節	機械器具等の点検	52
第 4 節	火災予防	52
第 5 節	教育訓練	52
第 6 節	火災警報	53
第 7 節	消防団の警戒体制の確保	54
第 8 節	特殊防火対象物の警戒	54
第 9 節	消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備	54
第 10 節	火災発生防止の緊急広報	54
第 11 節	消火活動への協力	54
第 12 節	火災防御の措置	54
第 10 章	水害予防計画	55
第 1 節	河川管理施設等の整備	55
第 2 節	ダム等管理者のダム等の操作	55
第 3 節	ため池、農業用排水路工作物の点検	55
第 4 節	水防危険箇所の把握及び監視	55
第 5 節	浸水想定区域における災害対策の強化	55
第 6 節	消防力（水防）の強化	56
第 7 節	伝達体制の整備	56
第 8 節	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	57
第 11 章	高潮災害予防計画	58
第 1 節	防潮堤等の整備	58
第 2 節	潮位観測体制の確立	58
第 3 節	高潮（波浪）注意報、高潮（波浪）警報発表時の措置	58
第 12 章	避難計画	59
第 1 節	避難計画の作成	59
第 2 節	避難場所及び避難所の指定	59
第 3 節	避難路の選定	60
第 4 節	住民等への周知のための措置	60
第 5 節	避難所の設備及び資機材の配備	60
第 6 節	避難計画	61
第 7 節	避難所運営マニュアルの策定	62
第 8 節	その他避難に関する必要な事項	62
第 13 章	緊急物資確保計画	63
第 1 節	食料及び生活必需品等の確保	63
第 2 節	飲料水等の確保	63
第 14 章	医療救護体制確保計画	65
第 1 節	医療救護体制の確保	65
第 2 節	初期医療体制の整備	65
第 3 節	災害情報の収集・連絡体制の整備	65
第 4 節	難病患者等の状況把握	65
第 5 節	医薬品、医療資機材等の確保	66

第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	66
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	66
第15章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	67
第1節	防疫・衛生体制	67
第2節	保健衛生活動体制の整備	67
第3節	し尿処理体制の確保	67
第4節	廃棄物処理体制の確保	67
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	68
第16章	要配慮者の支援計画	69
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	69
第2節	避難支援等関係者	69
第3節	避難行動要支援者の実態把握、名簿作成、名簿情報共有	69
第4節	個別計画の策定	71
第5節	外国人、訪問客等への配慮	71
第6節	避難体制の確立	71
第7節	避難支援等関係者の安全確保	72
第8節	防災教育・訓練の充実	72
第9節	備蓄物資の整備	72
第10節	要配慮者の心得	72
第11節	避難所等における支援体制	72
第12節	社会福祉施設等管理者の活動	73
第17章	広域応援体制の整備計画	74
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	74
第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	74
第3節	協定の充実	74
第4節	応援要請体制等の整備	75
第18章	情報通信システム整備計画	76
第1節	情報収集・連絡体制の整備	76
第2節	通信施設の運営管理	76
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	76
第4節	防災情報システムの拡充整備	76
第5節	災害発生時の職員参集システムの整備	76
第19章	ライフライン災害予防計画	77
第1節	水道施設	77
第2節	下水道施設	77
第3節	電力施設	77
第4節	ガス施設	78
第5節	電信電話施設	78
第20章	公共土木施設等の災害予防計画	79
第1節	道路施設	79
第2節	海岸保全施設	79
第3節	河川管理施設	80
第4節	港湾施設	80
第5節	農地・農業用施設	80
第6節	防災上重要な施設	81
第7節	都市公園施設	81
第8節	文化財施設	82
第9節	通信放送施設	82
第21章	鉄道施設災害予防対策	83
第1節	防災体制の確立	83
第2節	施設等の整備	83

第3節	異常気象時における運転の停止等	83
第22章	建築物災害予防計画	84
第1節	公共建築物の安全性の向上	84
第2節	一般建築物の安全性の向上	84
第3節	家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策	84
第4節	浸水想定区域内の施設における対策の促進	84
第23章	危険物施設等の保安計画	85
第1節	危険物施設	85
第2節	高圧ガス施設	85
第3節	毒物・劇物施設	86
第4節	火薬類貯蔵施設	86
第5節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	86
第24章	海上災害予防計画	87
第1節	県、警察、町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動	87
第2節	排出油等防除協議会の活動	87
第25章	資材・機材等点検整備計画	88
第1節	点検整備を要する資材・機材	88
第2節	点検整備実施内容	88
第26章	災害復旧・復興への備え	89
第1節	平常時からの備え	89
第2節	複合災害への備え	89
第3節	災害廃棄物の発生への対応	89
第4節	各種データの整備保全	89
第5節	り災証明書交付体制の整備	90
第2編	風水害等災害応急対策	91
第1章	応急措置の概要	93
第1節	町のとるべき措置	93
第2節	県のとるべき措置	93
第3節	住民のとるべき措置	93
第4節	関係機関のとるべき措置	94
第2章	防災組織及び編成	95
第1節	町の防災組織	95
第2節	活動体制	96
第3章	通信連絡活動	110
第1節	通信連絡手段	110
第2節	情報システムの確保	112
第4章	災害情報報告活動	113
第1節	情報活動の強化	113
第2節	情報の処理	113
第3節	県災害対策本部に対する報告及び要請	114
第4節	その他の情報活動	116
第5章	広報活動	121
第1節	町の活動	121
第2節	関係機関の活動	122
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	122
第4節	広聴活動	123
第5節	安否情報の提供	123
第6章	避難活動	124
第1節	避難の勧告等	124
第2節	警戒区域の設定	126
第3節	避難誘導の実施	127

第4節	避難所の開設	129
第5節	学校、幼稚園、保育所等における避難対策	131
第6節	避難状況の報告	131
第7節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	131
第8節	避難地区の警戒警備	132
第7章	緊急輸送活動	133
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	133
第2節	緊急輸送体制の確立	133
第3節	応援要請	134
第4節	記録等	135
第8章	交通応急対策	136
第1節	交通の確保対策	136
第2節	交通規制の実施	136
第3節	道路交通確保の措置	138
第4節	緊急通行車両の確認等	138
第9章	消防活動	141
第1節	消防活動の基本方針	141
第2節	消防機関の活動	141
第3節	消防活動の応援要請	143
第10章	水防活動	145
第1節	水防活動	145
第2節	水門等の操作	148
第3節	水防活動の応援要請	148
第11章	人命救助活動	149
第1節	人命救助活動の基本方針	149
第2節	町の活動	149
第3節	消防機関の活動	149
第4節	自主防災組織の活動	149
第5節	事業所の活動	150
第6節	自衛隊の活動	150
第12章	食料の確保・供給	151
第1節	災害時における応急供給	151
第2節	住民及び自主防災組織の活動	152
第3節	炊き出し計画	152
第13章	生活必需品等の確保・供給	154
第1節	応急供給実施体制	154
第2節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	154
第3節	町が保有する備蓄物資の取扱い	155
第4節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	155
第5節	県が保有する備蓄物資の供給要請	155
第14章	飲料水の確保・供給	156
第1節	実施責任者	156
第2節	給水方法	156
第3節	給水量	157
第4節	給水期間	157
第5節	給水施設の応急復旧	157
第15章	医療救護活動	158
第1節	医療救護活動の実施方針	158
第2節	医療救護の実施	158
第3節	後方医療体制の整備	159
第4節	医薬品等の確保	159

第5節	負傷者等の搬送	159
第6節	関係機関等への支援要請	159
第7節	協力要請への対応	160
第8節	住民及び自主防災組織の活動	160
第9節	病院診療所等一覧	160
第16章	防疫・衛生活動	161
第1節	実施責任者	161
第2節	防疫・保健活動	161
第3節	住民の活動	162
第17章	保健衛生活動	163
第1節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	163
第2節	被災者等への保健衛生活動	163
第3節	保健師等の応援・派遣受入	163
第18章	食品衛生活動	164
第1節	町の活動	164
第2節	住民の活動	164
第19章	死体の搜索・処理・埋葬	165
第1節	実施体制	165
第2節	行方不明者及び死体の搜索・処理・埋葬	165
第20章	廃棄物等の処理	168
第1節	実施体制	168
第2節	清掃班の編成	168
第3節	ごみ収集処理の方法	168
第4節	し尿の収集と処理	168
第5節	野外仮設便所の設置	169
第6節	死亡獣畜の処理方法	169
第7節	処理施設の応急復旧	169
第8節	住民の活動	169
第21章	障害物の除去	170
第1節	実施体制	170
第2節	障害物等の除去	170
第3節	河川の障害物の除去	170
第4節	港湾区域における障害物の除去	170
第5節	住宅関係障害物の除去	170
第22章	動物の管理	172
第1節	町の活動	172
第2節	住民及び民間の活動	172
第3節	死亡した動物及び家きんの処理	172
第23章	応急住宅対策	173
第1節	住宅応急対策の実施	173
第2節	公営住宅等の一時供給	174
第3節	応急仮設住宅の供給	174
第4節	被災住宅の応急修理	175
第5節	経費の負担	175
第24章	要配慮者への援助	176
第25章	広域応援活動	177
第1節	消防機関の活動	177
第2節	町の活動	177
第3節	海上保安庁の支援	177
第4節	応援要員の受入れ体制	178
第5節	従事命令又は協力命令	178

第6節	外国からの応援活動	178
第26章	ボランティア等への支援	180
第27章	自衛隊の活動	181
第1節	自衛隊の支援	181
第2節	自衛隊の救助活動の内容	181
第3節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	182
第4節	派遣部隊の受入れ措置	182
第5節	派遣部隊の撤収	183
第6節	費用負担	183
第28章	ライフラインの確保	185
第1節	水道施設	185
第2節	下水道施設	185
第3節	電力施設	185
第4節	ガス施設	186
第5節	電信電話施設	186
第29章	公共土木施設等の確保	189
第1節	道路施設	189
第2節	海岸保全施設	189
第3節	河川管理施設	189
第4節	港湾施設	189
第5節	農地・農業施設	189
第6節	都市公園施設	190
第30章	郵政事業の運営維持	191
第1節	郵便物の送達の確保	191
第2節	郵便局の窓口業務の維持	191
第31章	鉄道施設災害の応急活動	192
第1節	災害対策本部等の設置	192
第2節	情報連絡体制の整備	192
第3節	災害応急措置及び復旧対策	192
第4節	旅客等への広報	192
第5節	避難誘導	192
第32章	危険物施設等の安全確保	193
第1節	危険物施設	193
第2節	高圧ガス施設	193
第3節	毒物・劇物貯蔵施設	194
第4節	火薬類製造施設・貯蔵施設	194
第33章	海上災害応急活動	195
第1節	実施機関	195
第2節	関係機関相互の通報連絡	195
第3節	関係機関の活動	196
第4節	大量排出油対策	197
第5節	船舶火災対策	198
第6節	在港船舶対策	198
第7節	陸上施設事故対策	199
第34章	大規模火災応急活動	200
第35章	応急教育活動	201
第1節	学校における災害応急対策	201
第2節	応急教育計画の作成	201
第3節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	202
第4節	文化財の保護	203
第36章	社会秩序維持活動	204

第 37 章	消防防災ヘリコプターの支援	205
第 1 節	緊急運航要請手続き	205
第 2 節	支援活動の種類	205
第 3 節	緊急運航の要件	205
第 4 節	自主出動	205
第 38 章	災害救助法の適用対策	206
第 1 節	災害救助法の適用	206
第 2 節	救助の種類	207
第 3 編	風水害等災害復旧・復興対策	209
第 1 章	災害復旧対策	211
第 1 節	激甚災害の指定	211
第 2 節	被災施設の復旧等	211
第 3 節	義援金、義援物資の受入れ及び配布	211
第 2 章	復興計画	213
第 1 節	復興計画の策定	213
第 2 節	防災まちづくりを目指した復興	213
第 3 節	復興予算（中長期計画）の編成	214
第 4 節	復興財源の確保	214
第 3 章	被災者の生活再建支援	216
第 1 節	被災者の経済的再建支援	216
第 2 節	恒久住宅対策	217
第 3 節	中小企業を対象とした支援	217
第 4 節	雇用対策	217
第 5 節	農漁業者を対象とした支援	218
第 6 節	要配慮者の支援	218
第 7 節	生活再建支援策等の広報・PR	218
地震災害対策編		219
第 1 編	地震災害予防計画	221
第 1 章	防災思想・知識普及計画	223
第 1 節	職員に対する教育	223
第 2 節	教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発	223
第 3 節	住民に対する防災知識の普及	224
第 4 節	関係機関の活動	225
第 5 節	普及の際の留意点	225
第 2 章	住民の防災対策	226
第 1 節	住民の果たすべき役割	226
第 2 節	町の活動	227
第 3 章	自主防災組織の活動	228
第 1 節	自主防災組織の育成強化	228
第 2 節	自主防災組織の果たすべき役割	229
第 3 節	自主防災組織と消防団等との連携	230
第 4 節	事業所等の自主防災活動	230
第 5 節	地域における自主防災活動の推進	230
第 4 章	事業者の防災対策	232
第 1 節	事業所等の果たすべき役割	232
第 5 章	業務継続計画の策定	233
第 1 節	業務継続計画の策定	233
第 2 節	基本方針	233
第 3 節	計画策定の考え方	233
第 6 章	ボランティアによる防災活動	234

第1節	災害救援ボランティアの養成・登録等	234
第2節	災害救援ボランティアの活動環境の整備	234
第3節	ボランティアの果たすべき役割	234
第7章	地震防災訓練計画	235
第1節	防災訓練の実施責務又は協力	235
第2節	防災訓練の種別	235
第3節	訓練の時期	235
第4節	訓練の方法	235
第5節	訓練結果の評価・総括	236
第6節	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	236
第8章	地震災害予防計画	237
第1節	火災予防	237
第2節	消防力の充実強化	238
第3節	建築物等に対する安全対策	238
第9章	水害予防計画	240
第1節	河川管理施設の整備	240
第2節	ダム等管理者のダム等の操作	240
第3節	ため池、農業用排水路工作物の点検	240
第4節	水防危険箇所の把握及び監視	240
第5節	消防力（水防）の強化	240
第6節	伝達体制の整備	241
第7節	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	241
第10章	地盤災害予防計画	242
第1節	液状化対策の推進	242
第2節	農地保全対策の実施	242
第11章	避難計画	243
第1節	避難計画の作成	243
第2節	避難場所及び避難所の指定	243
第3節	避難路の選定	244
第4節	住民等への周知のための措置	244
第5節	避難所の設備及び資機材の配備	244
第6節	避難計画	245
第7節	避難所運営マニュアルの策定	246
第8節	その他避難に関する必要な事項	246
第12章	緊急物資確保計画	247
第1節	食料及び生活必需品等の確保	247
第2節	飲料水の確保	247
第13章	医療救護体制確保計画	249
第1節	医療救護体制の確保	249
第2節	初期医療体制の整備	249
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	249
第4節	難病患者等の状況把握	249
第5節	医薬品、医療資機材等の確保	250
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	250
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	250
第14章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	251
第1節	防疫・衛生体制	251
第2節	保健衛生活動体制の整備	251
第3節	し尿処理体制の確保	251
第4節	廃棄物処理体制の確保	251
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	252

第 15 章	要配慮者の支援計画	253
第 1 節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	253
第 2 節	避難支援等関係者	253
第 3 節	避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有	253
第 4 節	個別計画の策定	255
第 5 節	外国人、訪問客等への配慮	255
第 6 節	避難体制の確立	255
第 7 節	避難支援等関係者の安全確保	256
第 8 節	防災教育・訓練の充実	256
第 9 節	備蓄物資の整備	256
第 10 節	要配慮者の心得	256
第 11 節	避難所等における支援体制	256
第 12 節	社会福祉施設等管理者の活動	257
第 16 章	広域応援体制整備計画	258
第 1 節	全県的な消防相互応援体制の整備	258
第 2 節	全県的な防災相互応援体制の整備	258
第 3 節	協定の充実	258
第 4 節	応援要請体制等の整備	259
第 17 章	情報通信システム整備計画	260
第 1 節	情報収集・連絡体制の整備	260
第 2 節	通信施設の運営管理	260
第 3 節	各種情報システムデータのバックアップ保管	260
第 4 節	防災情報システムの拡充整備	260
第 5 節	地震発生時の職員参集システムの整備	260
第 18 章	ライフラインの耐震計画	262
第 1 節	水道施設	262
第 2 節	下水道施設	262
第 3 節	電力施設	263
第 4 節	ガス施設	263
第 5 節	電信電話施設	263
第 19 章	公共土木施設等の耐震計画	264
第 1 節	道路施設	264
第 2 節	海岸保全施設	264
第 3 節	河川管理施設	265
第 4 節	港湾施設	265
第 5 節	農地・農業施設	265
第 6 節	防災上重要な施設	266
第 7 節	都市公園施設	266
第 8 節	文化財施設	267
第 9 節	通信放送施設	267
第 20 章	建築物等の耐震計画	268
第 1 節	建築主の責務	268
第 2 節	町の役割	268
第 3 節	ガラスの飛散防止	268
第 4 節	ブロック塀の倒壊防止	268
第 5 節	家具等の転倒防止	268
第 6 節	落下、倒壊のおそれのある危険構築物	268
第 7 節	情報システムの安全対策	269
第 21 章	危険物施設等の耐震計画	270
第 1 節	危険物施設	270
第 2 節	高圧ガス施設	270

第3節	毒物・劇物施設	271
第4節	火薬類貯蔵施設	271
第5節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	271
第22章	地震対策に対する財政計画	272
第1節	基金の創設	272
第2編	地震災害応急対策	273
第1章	応急措置の概要	275
第1節	町のとるべき措置	275
第2節	県のとるべき措置	275
第3節	住民のとるべき措置	275
第4節	関係機関のとるべき措置	276
第2章	防災組織及び編成	277
第1節	町の防災組織	277
第2節	活動体制	278
第3章	通信連絡活動	291
第1節	通信連絡手段	291
第2節	情報システムの確保	293
第4章	災害情報報告活動	294
第1節	情報活動の強化	294
第2節	災害情報等の収集連絡	294
第3節	情報の処理	298
第4節	県災害対策本部に対する報告及び要請	299
第5節	その他の情報活動	301
第5章	広報活動	305
第1節	町の活動	305
第2節	関係機関の活動	306
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	306
第4節	広聴活動	307
第5節	安否情報の提供	307
第6章	避難活動	308
第1節	避難の勧告等	308
第2節	警戒区域の設定	310
第3節	避難誘導の実施	311
第4節	避難所の開設	313
第5節	学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策	315
第6節	避難状況の報告	315
第7節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	316
第8節	避難地区の警戒警備	316
第7章	緊急輸送活動	317
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	317
第2節	緊急輸送体制の確立	317
第3節	応援要請	319
第4節	記録等	319
第8章	交通応急対策	320
第1節	交通の確保対策	320
第2節	交通規制の実施	321
第3節	道路交通確保の措置	322
第4節	緊急通行車両の確認等	322
第9章	消防活動	325
第1節	消防活動の基本方針	325
第2節	消防機関の活動	325

第3節	消防活動の応援要請	327
第10章	水防活動	329
第1節	水防活動	329
第2節	水門等の操作	332
第3節	水防活動の応援要請	332
第11章	人命救助活動	333
第1節	人命救助活動の基本方針	333
第2節	町の活動	333
第3節	消防機関の活動	333
第4節	自主防災組織の活動	333
第5節	事業所の活動	334
第6節	自衛隊の活動	334
第12章	食料の確保・供給	335
第1節	災害時における応急供給	335
第2節	住民及び自主防災組織の活動	336
第3節	炊き出し計画	336
第13章	生活必需品等の確保・供給	338
第1節	応急供給実施体制	338
第2節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	338
第3節	町が保有する備蓄物資の取扱い	339
第4節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	339
第5節	県が保有する備蓄物資の供給要請	339
第14章	飲料水の確保・供給	340
第1節	実施責任者	340
第2節	給水方法	340
第3節	給水量	341
第4節	給水期間	341
第5節	給水施設の応急復旧	341
第15章	医療救護活動	342
第1節	医療救護活動の実施方針	342
第2節	医療救護の実施	342
第3節	後方医療体制の整備	343
第4節	医薬品等の確保	343
第5節	負傷者等の搬送	343
第6節	関係機関等への支援要請	343
第7節	協力要請への対応	344
第8節	住民及び自主防災組織の活動	344
第9節	病院診療所等一覧	344
第16章	防疫・衛生活動	345
第1節	実施責任者	345
第2節	防疫・保健活動	345
第3節	住民の活動	346
第17章	保健衛生活動	347
第1節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	347
第2節	被災者等への保健衛生活動	347
第3節	保健師等の応援・派遣受入	347
第18章	食品衛生活動	348
第1節	町の活動	348
第2節	住民の活動	348
第19章	死体の搜索・処理・埋葬	349
第1節	実施体制	349

第2節	行方不明者及び死体の捜索・処理・埋葬	349
第20章	廃棄物等の処理	352
第1節	実施体制	352
第2節	廃棄物等処理体制の編成	352
第3節	ごみ収集処理の方法	352
第4節	し尿の収集と処理	352
第5節	野外仮設便所の設置	353
第6節	死亡獣畜の処理方法	353
第7節	処理施設の応急復旧	353
第8節	住民の活動	353
第21章	障害物の除去	354
第1節	実施体制	354
第2節	障害物等の除去	354
第3節	河川の障害物の除去	354
第4節	港湾区域における障害物の除去	354
第5節	住宅関係障害物の除去	354
第22章	動物の管理	356
第1節	町の活動	356
第2節	住民及び民間の活動	356
第3節	死亡した動物及び家きんの処理	356
第23章	応急住宅対策	357
第1節	住宅応急対策の実施	357
第2節	公営住宅等の一時供給	358
第3節	応急仮設住宅の供給	358
第4節	被災住宅の応急修理	359
第5節	経費の負担	359
第24章	要配慮者への援助	360
第25章	広域応援活動	361
第1節	消防機関の活動	361
第2節	町の活動	361
第3節	海上保安庁の支援	361
第4節	応援要員の受入れ体制	362
第5節	従事命令又は協力命令	362
第6節	外国からの応援活動	362
第26章	ボランティア等への支援	364
第27章	自衛隊の活動	365
第1節	自衛隊の支援	365
第2節	自衛隊の救助活動の内容	365
第3節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	366
第4節	派遣部隊の受入れ措置	366
第5節	派遣部隊の撤収	367
第6節	費用負担	367
第28章	ライフラインの確保	369
第1節	水道施設	369
第2節	下水道施設	369
第3節	電力施設	369
第4節	ガス施設	370
第5節	電信電話施設	370
第29章	公共土木施設等の確保	373
第1節	道路施設	373
第2節	海岸保全施設	373

第3節	河川管理施設	373
第4節	港湾施設	373
第5節	農地・農業施設	373
第6節	都市公園施設	374
第30章	郵政事業の運営維持	375
第1節	郵便物の送達確保	375
第2節	郵便局の窓口業務の維持	375
第31章	鉄道施設災害の応急活動	376
第1節	災害対策本部等の設置	376
第2節	情報連絡体制の整備	376
第3節	災害応急措置及び復旧対策	376
第4節	旅客等への広報	376
第5節	避難誘導	376
第32章	危険物施設等の安全確保	377
第1節	危険物施設	377
第2節	高圧ガス施設	377
第3節	毒物・劇物貯蔵施設	377
第4節	火薬類製造施設・貯蔵施設	378
第33章	海上災害応急活動	379
第1節	実施機関	379
第2節	関係機関相互の通報連絡	379
第3節	関係機関の活動	380
第4節	大量排出油対策	381
第5節	船舶火災対策	382
第6節	在港船舶対策	382
第7節	陸上施設事故対策	383
第34章	大規模火災応急活動	384
第35章	応急教育活動	385
第1節	学校における災害応急対策	385
第2節	応急教育計画の作成	385
第3節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	386
第4節	文化財の保護	387
第36章	社会秩序維持活動	388
第37章	消防防災ヘリコプターの支援	389
第1節	緊急運航要請手続き	389
第2節	支援活動の種類	389
第3節	緊急運航の要件	389
第4節	自主出動	389
第38章	災害救助法の適用対策	390
第1節	災害救助法の適用	390
第2節	救助の種類	391
第3編	地震災害復旧・復興対策	393
第1章	災害復旧対策	395
第1節	激甚災害の指定	395
第2節	被災施設の復旧等	395
第3節	義援金、義援物資の受入れ及び配布	395
第2章	復興計画	397
第1節	復興計画の策定	397
第2節	防災まちづくりを目指した復興	397
第3節	復興予算（中長期計画）の編成	398
第4節	復興財源の確保	398

第3章 被災者の生活再建支援	400
第1節 被災者の経済的再建支援	400
第2節 恒久住宅対策	401
第3節 中小企業を対象とした支援	401
第4節 雇用対策	401
第5節 農漁業者を対象とした支援	402
第6節 要配慮者の支援	402
第7節 生活再建支援策等の広報・PR	402
第4編 南海トラフ地震災害対策	403
第1章 総則	405
第2章 関係者との連携協力の確保	406
第1節 資機材、人員等の配備手配	406
第2節 他機関に対する応援要請	406
第3節 帰宅困難者への対応	408
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	409
第1節 津波からの防護	409
第2節 津波に関する情報の伝達等	409
第3節 避難指示等の発令基準	409
第4節 避難対策等	409
第5節 消防機関等の活動	411
第6節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係	411
第7節 交通	411
第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	412
第9節 迅速な救助	413
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	414
第5章 防災訓練計画	415
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	416
第1節 町職員に対する教育	416
第2節 地域住民等に対する教育	416
第3節 相談窓口の設置	416
津波災害対策編	417
第1編 津波災害予防計画	419
第1章 津波災害予防対策の基本的考え方	421
第2章 防災思想・知識普及計画	422
第1節 職員に対する教育	422
第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発	422
第3節 住民に対する防災知識の普及	423
第4節 関係機関の活動	424
第5節 普及の際の留意点	425
第3章 住民の津波防災対策	426
第1節 住民の果たすべき役割	426
第2節 町の活動	427
第3節 自主防災組織等の活動	427
第4節 地域における自主防災活動の推進	427
第4章 事業者の津波防災対策	428
第1節 事業者等の果たすべき役割	428
第5章 業務継続計画の策定	429
第1節 業務継続計画の策定	429
第2節 基本方針	429
第3節 計画策定の考え方	429

第6章	ボランティアによる防災活動	430
第1節	災害救援ボランティアの養成・登録等	430
第2節	災害救援ボランティアの活動環境の整備	430
第3節	ボランティアの果たすべき役割	430
第7章	津波避難訓練の実施	431
第1節	町の活動	431
第2節	訓練実施の留意点	431
第8章	津波に強いまちづくり	432
第1節	海岸保全施設等の整備の基本的考え方	432
第2節	津波に強い地域の形成	432
第9章	津波避難体制	433
第1節	伝達体制の整備	433
第2節	津波警戒等の周知徹底	433
第3節	避難場所等の指定及び周知等	434
第4節	避難関連施設の整備	435
第5節	津波からの防護・避難のための施設の整備等	436
第6節	住民等の避難誘導體制	436
第7節	交通対策	437
第8節	町が管理又は運営する施設に関する津波対策	438
第10章	緊急物資確保対策	439
第1節	食料及び生活必需品等の確保	439
第2節	飲料水の確保	439
第11章	医療救護体制確保計画	441
第1節	医療救護体制の確保	441
第2節	初期医療体制の整備	441
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	441
第4節	難病患者等の状況把握	441
第5節	医薬品、医療資機材等の確保体制の整備	442
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	442
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	442
第12章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	443
第1節	防疫・衛生体制	443
第2節	保健衛生活動体制の整備	443
第3節	し尿処理体制の確保	443
第4節	廃棄物処理体制の確保	443
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	444
第13章	要配慮者の支援対策	445
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	445
第2節	避難支援等関係者	445
第3節	避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有	445
第4節	個別計画の策定	447
第5節	外国人、訪問客等への配慮	447
第6節	避難体制の確立	447
第7節	避難支援等関係者の安全確保	448
第8節	防災教育・訓練の充実	448
第9節	備蓄物資の整備	448
第10節	要配慮者の心得	448
第11節	避難所等における支援体制	448
第12節	社会福祉施設等管理者の活動	449
第14章	広域応援体制の整備	450
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	450

第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	450
第3節	協定の充実	450
第4節	応援要請体制等の整備	451
第15章	情報通信システム整備計画	452
第1節	情報収集・連絡体制の整備	452
第2節	通信施設の運営管理	452
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	452
第4節	防災情報システムの拡充整備	452
第5節	地震発生時の職員参集システムの整備	453
第16章	ライフラインの耐浪化	454
第1節	水道施設	454
第2節	下水道施設	454
第3節	電力施設	454
第4節	ガス施設	454
第5節	電信電話施設	454
第17章	公共施設等の津波対策	455
第1節	浸水危険性の低い場所への施設の整備	455
第2節	浸水危険性の低い場所への誘導	455
第18章	危険物等施設の安全確保	456
第1節	高圧ガス施設	456
第19章	災害復旧・復興への備え	457
第1節	平常時からの備え	457
第2節	複合災害への備え	457
第3節	災害廃棄物の発生への対応	457
第4節	各種データの整備保全	457
第5節	り災証明書交付体制の整備	458
第2編	津波災害応急対策	459
第1章	災害発生直前の対策	461
第1節	津波警報等の伝達	461
第2節	避難指示・勧告	464
第2章	応急措置の概要	466
第1節	町のとるべき措置	466
第2節	県のとるべき措置	466
第3節	住民のとるべき措置	466
第4節	関係機関のとるべき措置	467
第3章	防災組織及び編成	468
第1節	町の防災組織	468
第2節	活動体制	469
第4章	通信連絡活動	482
第1節	通信連絡手段	482
第2節	情報システムの確保	484
第5章	災害情報報告活動	485
第1節	情報活動の強化	485
第2節	情報の処理	485
第3節	県災害対策本部に対する報告及び要請	487
第6章	広報活動	490
第1節	町の活動	490
第2節	関係機関の活動	491
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	491
第4節	広聴活動	492
第5節	安否情報の提供	492

第7章 避難活動	493
第1節 避難の勧告等	493
第2節 警戒区域の設定	495
第3節 避難誘導の実施	496
第4節 避難所の開設	498
第5節 学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策	500
第6節 避難状況の報告	500
第7節 他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	501
第8節 避難地区の警戒警備	501
第8章 緊急輸送活動	502
第1節 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	502
第2節 緊急輸送体制の確立	502
第3節 応援要請	504
第4節 記録等	504
第9章 交通応急対策	505
第1節 交通の確保対策	505
第2節 交通規制の実施	506
第3節 道路交通確保の措置	507
第4節 緊急通行車両の確認等	507
第10章 消防活動	510
第1節 消防活動の基本方針	510
第2節 消防機関の活動	510
第3節 消防活動の応援要請	512
第11章 水防活動	514
第1節 水防活動	514
第2節 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報	517
第3節 水防活動の応援要請	517
第12章 人命救助活動	518
第1節 人命救助活動の基本方針	518
第2節 町の活動	518
第3節 消防機関の活動	518
第4節 自主防災組織の活動	518
第5節 事業所の活動	519
第6節 自衛隊の活動	519
第13章 食料の確保・供給	520
第1節 災害時における応急供給	520
第2節 住民及び自主防災組織の活動	521
第3節 炊き出し計画	521
第14章 生活必需品等の確保・供給	523
第1節 応急供給実施体制	523
第2節 災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	523
第3節 町が保有する備蓄物資の取扱い	524
第4節 日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	524
第5節 県が保有する備蓄物資の供給要請	524
第15章 飲料水の確保・供給	525
第1節 実施責任者	525
第2節 給水方法	525
第3節 給水量	526
第4節 給水期間	526
第5節 給水施設の応急復旧	526

第 16 章	医療救護活動	527
第 1 節	医療救護活動の実施方針	527
第 2 節	医療救護の実施	527
第 3 節	後方医療体制の整備	528
第 4 節	医薬品等の確保	528
第 5 節	負傷者等の搬送	528
第 6 節	関係機関等への支援要請	528
第 7 節	協力要請への対応	529
第 8 節	住民及び自主防災組織の活動	529
第 9 節	病院診療所等一覧	529
第 17 章	防疫・衛生活動	530
第 1 節	実施責任者	530
第 2 節	防疫・保健活動	530
第 3 節	住民の活動	531
第 18 章	保健衛生活動	532
第 1 節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	532
第 2 節	被災者等への保健衛生活動	532
第 3 節	保健師等の応援・派遣受入	532
第 19 章	食品衛生活動	533
第 1 節	町の活動	533
第 2 節	住民の活動	533
第 20 章	死体の捜索・処理・埋葬	534
第 1 節	実施体制	534
第 2 節	行方不明者及び死体の捜索・処理・埋葬	534
第 21 章	廃棄物等の処理	537
第 1 節	実施体制	537
第 2 節	廃棄物等処理体制の編成	537
第 3 節	ごみ収集処理の方法	537
第 4 節	し尿の収集と処理	537
第 5 節	野外仮設便所の設置	538
第 6 節	死亡獣畜の処理方法	538
第 7 節	処理施設の応急復旧	538
第 8 節	住民の活動	538
第 22 章	障害物の除去	540
第 1 節	実施体制	540
第 2 節	障害物等の除去	540
第 3 節	河川の障害物の除去	540
第 4 節	港湾区域における障害物の除去	540
第 5 節	住宅関係障害物の除去	540
第 23 章	動物の管理	542
第 1 節	町の活動	542
第 2 節	住民及び民間の活動	542
第 3 節	死亡した動物及び家きんの処理	542
第 24 章	応急住宅対策	543
第 1 節	住宅応急対策の実施	543
第 2 節	公営住宅等の一時供給	544
第 3 節	応急仮設住宅の供給	544
第 4 節	被災住宅の応急修理	545
第 5 節	経費の負担	545
第 25 章	要配慮者への援助	546

第 26 章	広域応援活動	547
第 1 節	消防機関の活動	547
第 2 節	町の活動	547
第 3 節	海上保安庁の支援	547
第 4 節	応援要員の受入れ体制	548
第 5 節	従事命令又は協力命令	548
第 6 節	外国からの応援活動	548
第 27 章	ボランティア等への支援	550
第 28 章	自衛隊の活動	551
第 1 節	自衛隊の支援	551
第 2 節	自衛隊の救助活動の内容	551
第 3 節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	552
第 4 節	派遣部隊の受入れ措置	552
第 5 節	派遣部隊の撤収	553
第 6 節	費用負担	553
第 29 章	ライフラインの確保	555
第 1 節	水道施設	555
第 2 節	下水道施設	555
第 3 節	電力施設	555
第 4 節	ガス施設	556
第 5 節	電信電話施設	556
第 30 章	公共土木施設等の確保	559
第 1 節	道路施設	559
第 2 節	海岸保全施設	559
第 3 節	河川管理施設	559
第 4 節	港湾施設	559
第 5 節	農地・農業施設	559
第 6 節	都市公園施設	560
第 31 章	郵政事業の運営維持	561
第 1 節	郵便物の送達の確保	561
第 2 節	郵便局の窓口業務の維持	561
第 32 章	鉄道施設災害の応急活動	562
第 1 節	災害対策本部等の設置	562
第 2 節	情報連絡体制の整備	562
第 3 節	災害応急措置及び復旧対策	562
第 4 節	旅客等への広報	562
第 5 節	避難誘導	562
第 33 章	危険物施設等の安全確保	563
第 1 節	危険物施設	563
第 2 節	高圧ガス施設	563
第 3 節	毒物・劇物貯蔵施設	563
第 4 節	火薬類製造施設・貯蔵施設	564
第 34 章	海上災害応急活動	565
第 1 節	実施機関	565
第 2 節	関係機関相互の通報連絡	565
第 3 節	関係機関の活動	566
第 4 節	大量排出油対策	567
第 5 節	船舶火災対策	568
第 6 節	在港船舶対策	568
第 7 節	陸上施設事故対策	569

第 35 章	応急教育活動	570
第 1 節	学校における災害応急対策	570
第 2 節	応急教育計画の作成	570
第 3 節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	571
第 4 節	文化財の保護	572
第 36 章	社会秩序維持活動	573
第 37 章	消防防災ヘリコプターの支援	574
第 1 節	緊急運航要請手続き	574
第 2 節	支援活動の種類	574
第 3 節	緊急運航の要件	574
第 4 節	自主出動	574
第 38 章	災害救助法の適用対策	575
第 1 節	災害救助法の適用	575
第 2 節	救助の種類	576
第 3 編	津波災害復旧・復興対策	579
第 1 章	災害復旧対策	581
第 1 節	激甚災害の指定	581
第 2 節	被災施設の復旧等	581
第 3 節	義援金、義援物資の受入れ及び配布	582
第 2 章	復興計画	583
第 1 節	復興計画の作成	583
第 2 節	防災まちづくりを目指した復興	583
第 3 節	復興予算（中長期計画）の編成	584
第 4 節	復興財源の確保	584
第 3 章	被災者の生活再建支援	586
第 1 節	被災者の経済的再建支援	586
第 2 節	恒久住宅対策	587
第 3 節	中小企業を対象とした支援	587
第 4 節	雇用対策	587
第 5 節	農漁業者を対象とした支援	587
第 6 節	要配慮者の支援	588
第 7 節	生活再建支援策等の広報・PR	588
原子力災害対策編		589
第 1 章	原子力災害事前対策	591
第 1 節	本町の役割	591
第 2 節	災害応急体制の整備	591
第 3 節	防災知識の普及	592
第 4 節	原子力防災訓練の実施	593
第 5 節	広域避難者受け入れ体制の整備	593
第 2 章	緊急事態応急対策	594
第 1 節	応急措置の概要	594
第 2 節	情報収集活動	594
第 3 節	広報・広聴活動	594
第 4 節	被災地への応援協力活動	594
第 3 章	原子力災害中長期対策	596
第 1 節	汚染の除去等	596
第 2 節	風評被害等の影響の軽減	596

資料編